

消防団員って何ですか？

Q1 消防団とは何ですか？



消防団は、消防本部・消防署と同様に市町村の消防機関です。「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、普段は様々な仕事に就いている住民が非常勤特別職の地方公務員として災害等に対応します。

Q2 消防署とはどう違うのですか？



消防本部・消防署に勤務する消防職員が専門の職業であるのに対し、消防団員は各自の仕事に就きながら、災害時の消防・防災活動や平常時の訓練などを行います。

Q3 働きながらも参加できますか？



消防団員は、各自の仕事に就きながら、災害時の活動、平常時の訓練、防火啓発運動に従事しています。

Q4 普段はどのような活動をしているのですか？



災害に対応するための訓練や機材の整備点検、住宅用火災警報器の普及活動、防火訪問など、平常時は地域のために活動しています。

Q5 女性や学生でも参加できますか？



全国には約 2 万人の女性消防団員がいます。各家庭への防火訪問や児童・幼児への防火教育、広報活動等、多岐にわたり活躍しています。また大学生・専門学校生の団員も年々増え、若い力を生かして活動しています。

Q6 待遇などはどうなっているのですか？



市から 36,500 円の年額報酬や出動手当（1回 2,270 円）が支給されます。また一定期間勤務して退団した際の退職報償金の支給、被服の貸与のほか、公務災害補償などの制度もあります。

Q7 火災などの災害時には、どんな活動をするのですか？



火災が起きた際、消防職員と協力して消火活動や近隣住民の安全確保などを行います。また風水害時には、河川等の警戒や土嚢積み、避難の呼びかけなど、様々な災害対応を行います。

Q8 消防団に入るにはどうすればいいのですか？



18 歳以上で、市内に居住されている健康な方ならば、どなたでも消防団に入ることができます。詳細は、消防本部総務課までお問い合わせください。